

大阪市立弘済院 布おむつ（3種）ほか3点 長期借入（単価契約） 仕様書

大阪市（以下「発注者」という）の指示に従い、契約者（以下「受注者」という。）は大阪市立弘済院に布おむつ（3種）ほか3点（以下「おむつ等」という。）の賃貸（搬入・回収・洗濯・消毒を含む）を行うものとする。

なお、賃借するおむつ等の内容については次のとおりとする。

さらに、大阪市立弘済院は令和9年度当初に施設廃止を予定している。本仕様書は令和7年1月現在の見通しに基づき作成しているが、廃止直前期には事業規模や終了時期、予定数量等が大きく変動する可能性がある。その場合は発注者及び受注者で協議のうえ、必要に応じて契約変更を行う。

1 賃借物の内容及び予定数量

供給すべきおむつ等の内容及び予定数量は、別紙1のとおりとする。

※予定数量は、数量の概数を示したものであるので必ずしも当該数量を借入することを確認するものではない。

2 業務内容

- (1) 供給すべきおむつ等は、清潔なものを別紙2のとおり施設内に準備することとする。
- (2) 賃借物の納品及び回収は、原則として祝日を含めた月曜日から土曜日に、納品・回収することとし、不足が生じたときは、敏速に供給補充するものとする。なお、納品・回収の時間については、発注者及び受注者協議のうえ決定する。
- (3) 納品・回収に必要な用具（梱包袋等）は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 納品及び回収場所は、別紙3のとおりとする。
- (5) 運搬に使用する車両については、大阪市グリーン配送実施要綱に基づく特記仕様書（別紙4）に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
- (6) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく「特記仕様書」（別紙5）を遵守すること。

3 借入期間

令和7年4月1日～令和9年5月31日

4 契約方法

別紙明細に示す、それぞれ1枚あたりの単価契約とする。

5 納品・回収場所

大阪府吹田市古江台6-2-1

大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム（以下「2特」という。）

大阪市立弘済院附属病院（以下「病院」という。）

6 特記事項

- (1) 本契約内容には、おむつ等の賃貸借にかかる一切の経費を含むものとする。
- (2) 数量は概数であり、発注者の都合により増減することがある。

- (3) 受注者は、発注者から必要な資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 発注者の責に帰する紛失、修復不可能な破損、汚染その他の理由によりおむつ等が使用不能となった場合は、受注者は発注者にその賠償を請求することができる。その額については、別途発注者及び受注者協議のうえ決定する。
- (5) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (6) この契約に定めのない事項又は、この契約の各事項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者及び受注者で協議し、取り決めるものとする。

7 その他

- (1) 賃借物の納品・回収にあたっては、発注者の業務に支障がないよう留意し担当者の指示に従うこと。
- (2) 業者交替の場合の措置
受注者は、納入品の入替について、発注者及び旧受注者と十分協議したうえで行うこと。

8 発注担当

〒565-0874 吹田市古江台6-2-1
福祉局弘済院 管理課（計理）
電話 06-6871-8004

賃貸物の一覧及び予定数量（令和7年4月～令和9年5月）

（単位：枚）

品 名	規 格 等	予定数量
① おむつB 1	材質 さらし木綿 綿100% 形状 長方形おむつ 1枚 90g 以上 サイズ 125cm×35cm 程度 50枚を重ねて下図のとおり折りたたむこと。	6, 0 0 0 (各年度別) 令和7年度: 3,000 令和8年度: 3,000 令和9年度: 0
② おむつB 2	材質 さらし木綿 綿100% 形状 長方形おむつ 1枚 90g 以上 サイズ 125cm×35cm 程度 1枚ずつ下図のとおり折りたたむこと。	7 4, 0 0 0 (各年度別) 令和7年度: 35,000 令和8年度: 35,000 令和9年度: 4,000
③ 成人用布おむつ	材質 綿100% サイズ 100cm 以上×33cm 以上 20枚を1袋に入れること。	2 0 0 (各年度別) 令和7年度: 100 令和8年度: 100 令和9年度: 0
④ おしぼりタオル	材質 白 綿100% 形状 1枚 31g (100 匁) 程度 湿らせたもの サイズ 32cm×42cm 程度	2 1, 1 0 0 (各年度別) 令和7年度: 10,000 令和8年度: 10,000 令和9年度: 1,100
⑤ バスタオル	材質 白 綿100% 形状 1枚 334g (1100 匁) 程度 サイズ 65cm×130cm 程度	2 2, 3 0 0 (各年度別) 令和7年度: 10,650 令和8年度: 10,650 令和9年度: 1,000
⑥ フェイスタオル	材質 白 綿100% 形状 1枚 59g (190 匁) 程度 サイズ 33cm×87cm 程度	1 8, 0 0 0 (各年度別) 令和7年度: 9,000 令和8年度: 9,000 令和9年度: 0

※おむつB 1、B 2は便宜上の呼称であり、製品名を示すものではない。

※程度と記載されている部分については、納品する物品について事前に発注者より承諾を得ておくこと。

※予定数量は概数であって、確約するものではない。

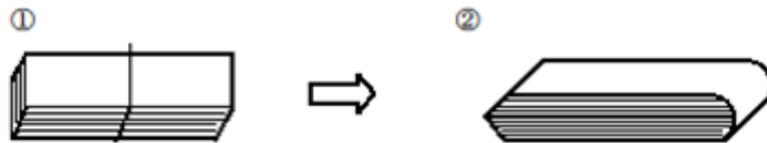
※対象品目については、契約書の（別紙明細）に記載する項目とする。

内訳書

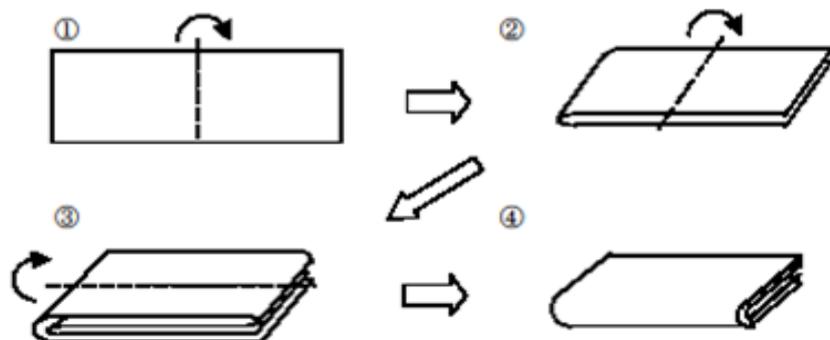
品名	施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度
① おむつB1	2特	3,000枚	3,000枚	0枚
② おむつB2	2特	35,000枚	35,000枚	4,000枚
③ 成人用布おむつ	2特	100枚	100枚	0枚
④ おしぼりタオル	2特	10,000枚	10,000枚	1,100枚
⑤ バスタオル	2特 病院	10,000枚 650枚	10,000枚 650枚	1,000枚 0枚
⑥ フェイスタオル	病院	9,000枚	9,000枚	0枚

※対象品目については、契約書の（別紙明細）に記載する項目とする。

①おむつB1



②おむつB2



各品の各施設における1日ごとの保管量(概数)

(単位:枚)

品名		2特	病院
① おむつB1	枚数	①②③合わせて800 内訳は指示する	—
	納品時の梱包単位	50枚ごとに袋詰め	—
② おむつB2	枚数	①②③合わせて800 内訳は指示する	—
	納品時の梱包単位	50枚ごとに袋詰め	—
③ 成人用布おむつ	枚数	①②③合わせて800 内訳は指示する	—
	納品時の梱包単位	20枚ごとに袋詰め	—
④ おしぼりタオル	枚数	150	—
	納品時の梱包単位	1枚ごとに袋詰め	—
⑤ バスタオル	枚数	150	70
	納品時の梱包単位	5枚ごとに袋詰め	納品場所ごとに1袋
⑥ フェイスタオル	枚数	—	90
	納品時の梱包単位	—	納品場所ごとに1袋

※対象品目については、契約書の(別紙明細)に記載する項目とする。

施設ごとの納品・回収場所

施設名	品名	納品場所	回収場所
2 特	①おむつB 1 ②おむつB 2 ③成人用布おむつ ④おしぼりタオル ⑤バスタオル	2階リネン室 2階物品倉庫	1階ピロティ回収ボックス
病院	⑤バスタオル ⑥フェイスタオル	2階 病棟リネン室 2階 医師宿直室（2箇所）	地階 倉庫 2階 病棟詰所前倉庫 2階 医師宿直室（2箇所）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(福祉局総務部総務課06-6208-7911)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(福祉局総務部総務課06-6208-7911)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

障がいのある人への合理的配慮の提供にかかる特記仕様書

(障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施)

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。